

令和5年度

(公財)日本教育公務員弘済会山形支部  
給付奨学金事業

〔 募 集 要 項 〕

令和5年1月

(公財)日本教育公務員弘済会山形支部

## I 事業の趣旨及び概要

(公財)日本教育公務員弘済会(以下「本会」という。)は、昭和 27 年設立以来、教育の振興と教職員の福祉に寄与するため、共済事業を基盤に、奨学事業、研究助成事業、及び福祉事業を実施してきております。

今般、本会山形支部が事業主体となって、公益事業の拡充強化を図るため、「(公財)日教弘山形支部給付奨学金事業」を昨年度に引き続き公益事業として実施するものです。本事業は本会の定款第 5 条第 1 号の規定に基づいて定められた「給付奨学金規程」等(平成 18 年 3 月 28 日制定、平成 18 年 4 月 1 日施行)によるものです。

## II 募集要項

### 1 申請資格

令和 5 年度、山形県内の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部に在籍する生徒であること。(給付対象学年は、原則として令和 5 年度 第 2~4 学年とする。)

### 2 申請条件

家庭の事情により学費支弁困難と認められ、向学心に富み、学業に耐えうる生徒であり、在学する高等学校長の推薦を受けた生徒であること。

ただし、在学中 1 回の給付とする。(同じ生徒が 2 回給付を受けることはできない。)

### 3 募集人数

80 名程度

### 4 給付金額

給付奨学生に対し 5 万円を給付する。

### 5 申請期間

令和 5 年 2 月 1 日(水)~2 月 24 日(金)

### 6 申請手続

給付奨学生志望者は、校長を通して申請手続を行う。

### 7 提出書類

申請手続に必要な書類は、次の通りとする。

(1) 給付奨学生申請書(給奨学様式 1)

(「学校名」には令和 5 年度の学年を記入し、「備考欄」には、2 頁の「選考基準」(1)、(2)を参照し、申請に当たっての特別の事情を記入すること。)

(2) 高等学校等給付奨学生推薦書(給奨学様式 4)

(3) 所得証明書

(主たる所得者の源泉徴収票「写」、確定申告書「写」、または市県民税課税証明書(所得証明)のいずれかとする。前年度分が取得できない場合は、前々年度分でもよい。)

## 8 書類提出先

〒990-0043 山形市松波四丁目 6-15

(公財)日教弘山形支部 給付奨学金事業係あて

(TEL. 023-622-7211)

## 9 給付奨学生の採用決定等 6月中旬

給付奨学生は、下記選考基準を踏まえて、(公財)日本教育公務員弘済会山形支部の選考委員会において選考した後、幹事会の議決を経て支部長が決定する。その結果については校長を通して奨学生本人に通知する。

### 〈選考基準〉

項 目	内 容
(1) 給付の必要性	在 schools 長の推薦書等に給付の必要性が認められるか。
(2) 給付金の使途	奨学金の使途が適正に使われようとしているか。
(3) 奨学生の修学意欲	修学意欲が感じられるか。

## 10 給付奨学金の交付 7月中旬

給付奨学金は奨学生・親権者から指定された名義の金融機関(ゆうちょ銀行以外)に振り込む。

## 11 就学状況等の報告

給付奨学生は、校長を経て、就学状況等の報告を求められることがある。

## 12 異動届出

給付奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、給付奨学生または親権者は、校長を経て支部長あて給付奨学生異動報告書(給奨学様式 10)を届け出なければならない。

- (1) 編入学・留学・転学・休学・留年・退学・死亡・その他のとき
- (2) 給付奨学生が停学その他の処分を受けたとき

### 13 給付金の返還

給付奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとする。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- (2) いつわりの申請その他の不正な手段によって給付を受けたとき
- (3) 休学、転学、留年が適当でないとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他、奨学生として適当でないとき

### 14 給付奨学生成果報告書の提出

給付奨学生は、学習成果を「給付奨学生成果報告書(給奨学様式13)」により、次の提出期限までに支部長あて報告しなければならない。

**提出期限 令和5年12月22日(金)**

### 15 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入した個人情報は、給付奨学事業の運営のために利用します。
- (2) 個人情報は、安全に管理します。紛失、破壊、改ざん及び漏えいを防止するため、適正なセキュリティ対策を講じます。

### 16 その他

この要項に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、別に定める。

### 17 附則

この要項は、令和5年2月1日から実施する。

### 問合せ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部  
〒990-0023  
山形市松波四丁目 6-15  
給付奨学金事業係  
TEL 023-622-7211 FAX 023-622-7212